時 効

時効制度の存在理由である。①永続した事実状態の尊重。②立証困難の救済。③ 権利 時効制度の存在理由である。 (少水水の), という点を意識しながら, 場面に応じて個々

01 建物賃貸人について、建物の敷地である土地の所有権の取得時効が完成した場合であっても、建物賃借人はその時効を援用することができない。	1.000000	0
○2 □□□ 主たる債務について消滅時効が完成した場合には、 主たる債務者が時効の援用をしないときでも、その連帯 保証人は、主たる債務につき時効を援用することができる。	→ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0
03 抵当権の負担の付いた 不動産の第三取得者 は、被 担保債権の消滅時効を援用できるが、物上保証人は、消 滅時効を援用することはできない。	→ 1 回 ① 「消滅時効」 2 段目	X
○4 □□□ 売買予約に基づく仮登記の経由された不動産につき抵当権の設定を受け、その登記を経由した者は、当該予約完結権の消滅によって直接利益を受ける者に当たり、その消滅時効を援用することができる。	→ 1 11 (5) [消滅時效] 4 段目	0
05 □□□ 詐害行為の受益者 は、詐害行為取消権を行使する 債権者の被保全債権の消滅時効を援用することができる。	→ 1 ■ ⑤ 「消滅時効」 (5 段目	0
06 □□□ 先順位抵当権の被担保債権の消滅時効が完成した場合には、先順位抵当権が消滅することによって把握する担保価値が増加するので、後順位抵当権者は、その被担保債権の消滅時効を援用することができる。	→1回⑤「消滅時効」 7段目	×

ng w		
07 □□□ 時効完成後に、債務者が時効の完成を知らずに、 債務の存在を承認することは、時効の利益の放棄には当 たらない。	→12 [理由] cf. 時効完成を 「知っ ている」 場合は時効 の利益の放棄に当た	0
08 □□□ 時効完成後に、債務者が時効の完成を知らずに、 債務の分割弁済を約束した場合、時効の利益の放棄には 当たらないので、債務者は、時効を援用することができる。	→12 「理由」 信義則上許されない 分割弁済の約束は債 務の承認に当たる	×
○○○ 消滅時効の利益は、期限の利益と同様に、それにより利益を受ける債務者のために存在するので、債務者は、債務の発生後は、いつでも時効の利益を放棄することができる。	→1 [3 (※3) (146条)	×
10 □□□ 時効の完成後に、被保佐人が、保佐人の同意を得ずにした時効利益の放棄は、取り消すことができる。	➡1 図 (※4) cf. 債務の承認は同意 不要	0
11 □□□ 債務者が、いったん時効の利益を放棄した後でも、 時効の利益を放棄した時点から再び時効は進行するので、 再度時効が完成すれば、債務者は、時効を援用すること ができる。	→ 1 ② (※ 5) (最判昭 45. 5.21)	0
12 時効の完成後に 主たる債務者がした時効利益の放棄 は、保証人に対しても効力を生ずるので、 保証人 は、時効を援用することができない。	➡1日「効果」② cf. 債務の承認	X
13 「債権についての時効期間が経過した後に、債務者が時効の らないで債務の一部を弁済した場合、債務者は、時効を援用 当該債権の物上保証人は時効を援用することができる。」と の記述は、この見解の根拠となるか。]することができなし	ハが、
1 □□□ 永続した社会秩序を維持したいとする時効制度 の趣旨に照らすと、できる限り広範囲の利害関係人に時 効の利益の享受を認めることが望ましい。	1 物上保証人も利害関係 いえる	-0 係人と
2 日 時効の援用権者が複数いる場合、それぞれの時効の援用権の行使の効果や喪失の効果は、相対的なものである。	2 相対的なので債務者 保証人とで異なる結 り得る	一〇と物上論にな

the control was the control of the c	Therefore Constitution the the table	0
14 □□□ 連帯債務者の一人が消滅時効の完成前に債務を承認した場合には、他の連帯債務者との関係でも消滅時効が中断する。		3) ×
15 □□□ 債権者が連帯債務者の一人に対して債務の履行を 適法に裁判上請求した場合には、他の連帯債務者との関 係でも消滅時効が中断する。	単い日本に	0
16 □□□ 債権者が連帯保証人に対して債務の履行を適法に 裁判上請求した場合には、主債務者との関係でも消滅時 効が中断する。	→ 1 4 「範囲」「例外」	0
17 □□□ 主債務者が消滅時効の完成前に債務を承認した場合には、連帯保証人との関係でも消滅時効が中断する。	→1 4 「範囲」「例外」 ③ 保証債務の付従性 (457 I)	
18 □□□ 権利者が義務の履行を求める 催告 は、時効中断事由であるが、その時効の中断の効力は完全なものではなく、6 か月以内に裁判上の請求などをしなければ時効中断の効力を生じない。	→1 4 (※6)	0
19 1 訴えの提起は、時効中断事由であり、その 訴えが 却下され、又は請求が棄却 されても、時効中断の効力は 生じるが、 訴えの取下げ があったときは、時効中断の効力を生じない。	→14@1	X
20 □□□ 時効の利益を受ける者が時効によって権利を失う 者に対してする債務の承認は、時効中断事由であり、例 えば、債務者である銀行が、銀行内の帳簿に利息の元金 組入れの記載をした場合が、これに該当する。	→120 72	×
21 回 時効の完成前に、被保佐人が、保佐人の同意を得ずに債務の承認をした場合、時効は中断する。	→1 4 0 イ (※ / / 保佐人の同意「不要」	
22 □□□ 消滅時効が完成する前に、未成年者が親権者の同意を得ずに債務を承認したときは、時効中断の効果を生じる。	→120イ(※7) 親権者の同意「必要」	×

23 □□□ 所有の意思をもって平穏かつ公然に他人の物を占有した者が、占有の始めに自分に所有権があると過失なく信じていた場合には、たとえ、その後に自分に所有権がないことを知ったとしても、10年間占有を継続すれば、その物を時効取得する。	占有開始時に第一	0
24 □□□ 不動産の時効取得の場合は、時効を援用した時に その所有権が時効取得者に移転する。	→2 1 「効力」 占有開始時に遡って 取得	×
25 □□□ Bの抵当権が設定され、その登記を経た土地を、Aが時効取得した場合でも、Bの抵当権は消滅しない。	→2 1 「効力」 時効取得は原始取得	X
26 用益物権は時効により取得し得るが、債権を時効により取得し得る場合はない。	→2 1 「対象権利」 ○用益物権 ×債権	×
27 □□□ Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、甲土地の所有権移転登記を経由した。この場合、Bは、甲土地の引渡しを受けた時点で所有の意思を有していたとしても、AC間の売買及び登記の経由があったことを知ったときは、その時点で所有の意思を失うので取得時効は成立しない。	→2 (*8) A C間の売買及び登記を知ってもBの所有の意思は失われない	X
28 ☑□□ Xが、AからA所有の一筆の土地の一部を買い受け、引渡しも受けた後、Aが、Yに対しても同土地の全部を売却し所有権移転登記を経由した場合であっても、XA間の売買は有効であるから、Xは、自分の土地を占有していることになり、その土地を時効取得することはできない。	→2 1 (※9) 自己所有地も時効取 得可	×
29 □□□ 占有者が、他人により占有を奪われたとしても、 占有回収の訴えを提起して勝訴し、かつ現実にその占有 を回復した場合には、継続して占有したものと扱われる ので、占有を奪われていた期間も、時効期間に算入される。	→2 1 (※ 10)	0
30 □□□ 甲建物に居住して悪意の自主占有を8年間続けた Aは、甲建物を善意・無過失のBに譲渡して引き渡した。 Bは、自ら8年間甲建物に居住した後、甲建物を悪意の Cに譲渡して引き渡し、Cがこの建物に居住して2年間 が経過した。取得時効の要件のうち、「平穏かつ公然」の 要件は、いずれも満たされている場合、Cは、甲建物に ついて取得時効を主張することができない。	→2230 BとCのみの占有を 主張することも可	×

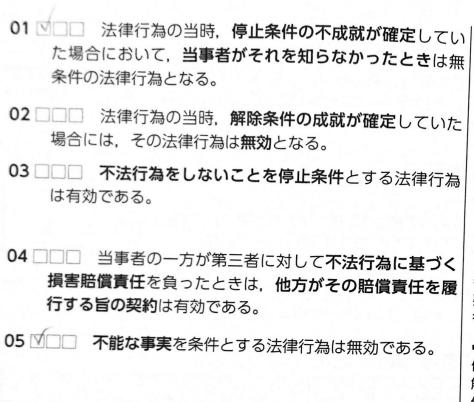
時 効

31 □□ 所有権は時効により消滅しないが、所有権に基づく妨害排除請求権や、所有権に基づく登記請求権は、20 年で時効により消滅する。	→3 1 ① 消滅しない	(5) X
32 □ 質権及び抵当権は、債務者との関係では、被担保 債権とは別個に時効により消滅しない。	→3 (¾ 12)	0
33 □□□ 10年より短い消滅時効期間の定めのある債権でも、その債権が 裁判上の和解により確定している場合 には、その消滅時効期間は、10年に伸張される。	→322	0
34 □□□ 同時履行の抗弁権の付いている債権 であっても, 履行期が到来すれば債権の 消滅時効は進行 する。	→3 2 (* 13)	0
35 □□□ 確定期限のある債権の消滅時効は、当該期限が到来した時から進行するが、不確定期限のある債権の消滅時効は、当該期限が到来したことを債権者が知った時から進行する。	→3 3 いずれも期限 _{到来の} 時が起算点	X
36	→ 3 I3 ○ 消滅時効 × 履行遅滞	X
37 □□□ 善意の不当利得者の不当利得返還債務は、期限の 定めのない債務であるため、消滅時効の起算点は、不当 利得返還請求権が発生した時であり、履行遅滞に陥る時 期は、債務者が履行の請求を受けた時である。	→3 🗈 大判昭 2.12.26	0
38 【 債務不履行によって生ずる損害賠償請求権は、本 来の債権が転化したものであるから、その消滅時効は、 本来の債務の履行を請求し得る時から進行する。	⇒3 ⑤ 最判平 10. 4.24	0
39 □□□ 期限の定めのない金銭消費貸借契約に基づく 貸金 債権の消滅時効 は、催告後、相当期間が経過した時から 進行する。	→3 EI 催告は無関係 cf. 履行遅滞	×
40 □□□ 債権者が試験に合格したら 100 万円を贈与する旨の契約に基づく贈与金債務の履行遅滞に陥る時期及び消滅時効の起算点は、債権者が試験に合格した時である。	→3 図○ 消滅時効× 履行遅滞	

条件·期限

条件・期限に関しては、それぞれの用語の意味を理解した上で、条件の種類及び効 について正確に記憶しておきましょう。

② 主要 5 科目 6-2 ①



06 □□□ 贈与契約に**贈与者が欲するときは**,贈与した物を

返還するものとする旨の条件を付したとしても, 当該贈

- → 1 ② 「既成条件」) 「停止条件」 無効。当事者の知不 知は関係ない
- →1 ② 「既成条件」 ()
- **→1** ② 「不法条件」 X かえって不法行為を 助長するおそれがあるため
- →12 「不法条件」() 参照 契約全体として不法 行為性ない
- →12 「不能条件」 X 停止条件ならば無効、 解除条件ならば無条 件となる
- → 1 2 「純粋随意条 [○] 件」「解除条件」

与契約は有効である。

条件・期限

07 □□□ 解除条件付法律行為がされた場合において、その →1 🗉 原則として条件成就 条件が成就したときには、当該法律行為は、法律行為時 時から効力を失う に遡って効力を失う。 08 ☑□□ 条件成就により不利益を受ける当事者が故意に条 → 1 A(1) 成就したものとみな 件成就を妨げたときは, 第三者は条件が成就したものと すことができるのは みなすことができる。 相手方のみ 09 □□□ 条件成就によって利益を受ける者が、信義則に反 → 1 A2 0 して故意に条件を成就させた場合, 相手方は, 条件が成 就していないものとみなすことができる。 **10** □□□ 債務者が出世した時に借金を返済するといういわ **→2** 1 / ゆる出世払いの約定は、債務に停止条件を付したもので ある。 11 □□□ 相殺の意思表示に、条件又は期限を付すことはで 506条1項 相手方の地位を不安 きない。 定にすることを避け るため